

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に基づく回答

監 査 対 象	<p>市民生活部 スポーツ健康課 (一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、 富山市大沢野総合運動公園野球場)</p>
意 見	<p>各指定管理施設に係る収入および費用について、会計を指定管理業務、自主事業、その他経費に区分させていなかった。指定管理業務委託料は指定管理業務についてのみ支払うものであり、また、指定管理業務に係る収支の分析をするために指定管理業務とそれ以外の収支に区分する必要があると考えられる。 これらのことから、指定管理者に対し、適切に会計を区分するよう指導されたい。</p>
回 答	<p>各指定管理施設における費用について、指定管理業務、自主事業、その他経費に区分することなく、会計処理を行った場合には、指定管理業務において効率的な管理状況が不透明になることに加え、それぞれの事業に対する収入、費用が混在することで、指定管理者の明瞭性が損なわれることも考えられることから、会計を区分し適切な処理を行えるよう指導してまいりたい。 なお、会計を区分するために準備期間が必要であるため、令和3年度から適正な処理となるよう努めてまいりたい。</p>